

平成 24 年度 宇都宮市社会福祉審議会第 1 回障がい者福祉専門分科会 会議記録

■日時 平成 24 年 8 月 28 日（火）午後 1 時 30 分～3 時 00 分

■場所 宇都宮市役所 9 A 会議室

■出席者

1 委員

池本委員，瓜生委員，興野委員，小平委員，小林保子委員，鈴木委員，直井委員，麦倉分科会長
（五十音順）

※欠席 小川委員，小林豊委員，齋藤委員

2 事務局

保健福祉総務課長，保健福祉総務課長補佐，障がい福祉課長，障がい福祉課長補佐，
保健福祉総務課係長，障がい福祉課係長，保健福祉総務課担当者，障がい福祉課担当者

3 傍聴者

なし

■会議経過

1 開会

2 議事

(1) 障がい福祉サービス事業所の指定等に係る条例の制定について

委員

- ・ 「地域活動支援センターの基準」の中で，対象施設数が 17 か所となっているが，これは，壬生の「ウィズ」も含んだ数か。

事務局

- ・ 市と委託契約を結んでいる施設数を対象としており，壬生の「ウィズ」を含む数となっている。

委員

- ・ 先日，栃木県の条例制定に関して栃木県障害福祉課と協議してきたところであるが，指定障害者支援施設の居室の床面積について，国の基準で定められている利用者一人あたりの床面積 9.9 平方メートル以上というのは現実的ではない。国の基準の中で附則に定められている経過措置に関する条文を条例の中に入れ込むことはできないのか。
- ・ また，通所施設の敷地内，または隣接した敷地へのグループホーム等の建設について，これまで県の方針は，隣接を制限するものであった。しかし，事業者側としては，通所施設とグループホームを隣接させることにより，サービス供給がしやすくなることや，当事者にとっても，在宅の障がい者の親御さんからの自立促進など，効果が期待できるものである。今

回の基準に、このような詳細な内容は盛り込まれていないが、条例の条文の作成はこれからだと思うので、ぜひご検討いただきたい。

- ・ 国の基準において、就労継続支援B型事業における工賃は3,000円以上と規定されているが、実際には3,000円以下の工賃は有り得ないので、条例の制定において基準を見直すべきではないのか。
- ・ 実際の条文を見ないと、詳細が分からない部分があるので、このあと、条例案について、再度、社会福祉審議会障害者福祉分科会への投げかけがあるかお聞きしたい。

事務局

- ・ ご意見のあった件については、栃木県と内容を調整しながら条例制定を進めていく。条例案は、3月議会に付議する予定であり、確定した条例案について、議会後の社会福祉審議会でも報告する予定である。

委員

- ・ 国の基準について、指定が付く基準と指定が付かない最低基準があるが、これまで施設を運営してきた中で、最低基準では規定の解釈を拡大して運用できたが、指定基準では規定通りの運用しかできないことから、国の基準を緩和することはできないか。

委員

- ・ 施設運営に支障のある規定を条例化するの難しいのではないか。

事務局

- ・ 障害者自立支援法が施行された時から、既に国の基準に従って事業所の指定及び指導等を行っており、今回の条例制定についても、国の基準を全て準用する方針であることから、新たな規定を付加するものではない。

(2) その他

- ・ 「障害者総合支援法」の概要について

委員

- ・ 「障害者総合支援法」においても、精神障がい者の地域移行の促進が求められているが、現在、県内の精神障がい者の入院できる病床数は5,300床で、常に満床の状態である。これだけの人を、十分な受け皿があるとはいえない中で、どのように地域に帰していくのか。
- ・ 国では、ACTプログラムを推進しており、実施している都道府県は全国で15程度と聞いているが、栃木県は実施していない。
- ・ 今後、精神障がい者の地域移行を促進するためには、ACTプログラムのような、段階的で決め細やかな支援が必要ではないか。
- ・ 精神障がい者に対する施策は、身体・知的障がい者などに比べて遅れていると感じる。5人に1人は精神障がいがあるといわれている現代社会において、もっと身近な問題として捉え、施策の充実に努めていただきたい。

事務局

- ・ 精神障がい者の地域移行については、「第3次宇都宮市障がい福祉サービス計画」において

も、目標数値を設定し、その達成に向けて様々な施策を展開している。

- ・ 県では、精神障がい者の地域移行に向けた、5年間のモデル事業を実施しているが、その中で課題や難しさを実感している。
- ・ 市では、今後も県や関係機関と連携を図りながら進めていく考えであり、相談支援の充実をはじめとした地域での受け入れ態勢の強化など図る考えである。

分科会長

- ・ その他、ご意見があれば伺いたい。

委員

- ・ 私は、障がい者の就労を支援する立場であるが、今回の条例の制定に関しては、障がい福祉サービスの支給に係る部分なので、障がい者が就労訓練の場として使う際に、より利用しやすい環境となれば良いと思う。
- ・ また、就労だけでなく、住まいの場の確保なども障がい者の自立を支援するためには重要なことであると考えます。

委員

- ・ 精神障がい者が地域に帰ってきた際に、民生委員として具体的に何ができるか、考えていきたい。
- ・ 「障害者総合支援法」では、矯正施設を出た障がい者の地域移行が促進されるようだが、2つのハンディキャップを持って地域に帰ることは、大変なことである。そのような人をどのように受け入れるか、地域でも考えなければならない。